

第3回障害者施策推進分科会からの主な修正箇所一覧

No	頁	項目	修正理由	修正前	修正後
1	3	③相談支援事業所との円滑な連携及び相談支援体制の強化	前回意見の反映	<p>身近な場所で気軽に相談できる窓口として、市町村相談支援事業の委託事業である障害者相談支援センターの設置を進め、相談支援体制の強化を図りました。</p> <p>また、相談支援従事者に対する支援については、基幹相談支援センターが中心となり、ニーズが多かった研修を実施するとともに、専門的な指導や助言を行いました。</p> <p>ピアカウンセラーについては、養成講座を実施し、人材育成に努めました。</p> <p>一方で、障害福祉サービス利用者が急増し続ける中、計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足により、障害者が計画相談支援を希望しても利用できない状況が常態化しています。</p> <p>また、それに伴い計画相談支援を利用できない人への対応を障害者相談支援センターで実施する市町村相談支援事業で担っており、相談支援事業所の負担も増加を続けるという一連の状況が生じています。計画相談支援の利用率の向上へ向けた取組を充実させるほか、相談支援体制を最適化し、持続可能性を高めることが、今後の課題です。</p>	<p>身近な場所で気軽に相談できる窓口として、<u>市の委託による</u>障害者相談支援センターの設置を進め、相談支援体制の強化を図りました。<u>障害者相談支援センターを10か所設置することにより市内5圏域における様々な困りごとについて身近に対応できる体制となり、障害福祉サービス利用に至っていない障害者への相談支援体制は、充実したものになりました。</u></p> <p>また、<u>障害者相談支援センターの業務に従事する</u>相談支援専門員等に対する支援については、基幹相談支援センターが中心となり、ニーズが多かった研修を実施するとともに、専門的な指導や助言を行いました。</p> <p>一方で、障害福祉サービス利用者が急増し続ける中、計画相談支援に従事する相談支援専門員の不足により、障害者が計画相談支援を希望しても利用できない状況が常態化しています。<u>また、計画相談支援利用へのあっせん調整の仕組や、障害者相談支援センターによる支援を計画相談支援に引継ぐことが困難な事例があるなどの課題もあり、本来計画相談支援で支援を受けるべき既に障害福祉サービス利用に至った障害者への対応も継続して障害者相談支援センターで担っている状況が生じています。</u>計画相談支援の利用率の向上へ向けた取組を充実させるほか、相談支援体制を最適化し、持続可能性を高めることが、今後の課題です。</p> <p><u>そのほか、計画相談支援、障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、地区保健福祉センターなど、相談支援機関の種類が多いため、障害者やその家族にとって機能の違いが分かりにくく、相談しにくいと感じたり、円滑に必要な支援を受けにくかったりする状況も課題となっています。</u></p> <p><u>このほか、ピアカウンセラーについては、養成講座を実施し、人材育成に努めました。</u></p>
2	19	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ■福祉施設の入所者の地域移行者数の目標値と実績 ■施設入所者の削減数の目標値と実績	その他 (修正もれ)	令和元年度(2019年度)末 施設入所者数 128人	令和元年度(2019年度)末 施設入所者数 <u>127</u> 人
3	50	②障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の最適化	大阪府の助言	<p>身近な地域で相談ができる窓口として、障害者相談支援センターを設置しています。障害者のニーズが明らかになり障害福祉サービス等の利用へつながるときは、障害者が計画的かつ継続的な支援を受けられるように、指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援への円滑な引継を行い、複合的な課題を抱える障害者への支援が機動的、効果的に行われるよう、相談支援体制の最適化を図ります。</p> <p>また、難病や発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害に対応するため、基幹相談支援センターによる専門的な支援や研修などを通じ人材育成を行うとともに、障害者自身による相談支援体制の充実に向け、ピアカウンセラーの養成に努めます。</p>	<p>身近な地域で相談ができる窓口として、障害者相談支援センターを設置しています。障害者のニーズが明らかになり障害福祉サービス等の利用へつながるときは、障害者が計画的かつ継続的な支援を受けられるように、指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援への円滑な引継を行い、複合的な課題を抱える障害者への支援が機動的、効果的に行われるよう、相談支援体制の最適化を図ります。</p> <p>また、難病や発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害に対応するため、基幹相談支援センターによる専門的な支援や研修などを通じ人材育成を行うとともに、<u>学校卒業後や就職等のライフステージに応じた相談支援</u>や障害者自身による相談支援体制の充実に向け、ピアカウンセラーの養成に努めます。</p>

No	頁	項目	修正理由	修正前	修正後
4	51	③住まいの確保	大阪府の助言	<p>今般の障害者総合支援法の改正により、共同生活援助（グループホーム）の支援内容に、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着に向けた支援が新たに盛り込まれたことから、共同生活援助事業者と連携を図りながら利用者支援に取り組みます。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）については、引き続き整備促進を図ります。強度行動障害者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度によっては、利用を希望しても入居先が見つかりにくい場合があるため、受け入れを促進できるよう支援に努めます。</p> <p>また、居住の安定に関する情報の周知や居住支援法人等との連携など、「茨木市居住マスタープラン」に則って住宅確保に配慮を要する障害者への支援を行うとともに、住宅確保に係る環境整備に努めます。</p> <p>このほか、身体障害者や精神障害者から一定のニーズが見受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、利用実態の把握に努め、障害福祉サービス等の適正な提供について慎重に判断を行うほか、サービス提供に係る法令順守に係る指導の実施等、障害者にとっての適切な住まいの確保のあり方について検討します。</p>	<p><u>令和6年（2024年）4月施行の改正</u>障害者総合支援法により、共同生活援助（グループホーム）の支援内容に、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着に向けた支援が新たに盛り込まれることから、共同生活援助事業者と連携を図りながら利用者支援に取り組みます。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）については、引き続き整備促進を図ります。強度行動障害者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度によっては、利用を希望しても入居先が見つかりにくい場合があるため、受け入れを促進できるよう支援に努めます。</p> <p>また、居住の安定に関する情報の周知や<u>Osaka あんしん住まい推進協議会</u>、居住支援法人等との連携など、「茨木市居住マスタープラン」に則って住宅確保に配慮を要する障害者への支援を行うとともに、住宅確保に係る環境整備に努めます。</p> <p>このほか、身体障害者や精神障害者から一定のニーズが見受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、利用実態の把握に努め、障害福祉サービス等の適正な提供について慎重に判断を行うほか、サービス提供に係る法令順守に係る指導の実施等、障害者にとっての適切な住まいの確保のあり方について検討します。</p>
5	52	施策（3）精神障害者の地域での支援体制の充実	大阪府の助言	<p>精神障害者が地域生活を継続するためには、地域における精神障害への理解と、福祉・医療を始めとした多様な関係機関の密接な連携が重要であり、これらを引き続き推進していく必要があります。</p>	<p>精神障害者（<u>発達障害・高次脳機能障害・依存症含む</u>）が地域生活を継続するためには、地域における精神障害への理解と、福祉・医療を始めとした多様な関係機関の密接な連携が重要であり、これらを引き続き推進していく必要があります。</p>
6	53	①早期療育の充実	大阪府の助言	<p>乳幼児全戸訪問事業、利用者支援事業（基本型・母子保健型）等を通じて、保健師・保育士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児については、適切な支援につながるようアドバイスを行います。</p> <p>発達支援の入口としての相談機能を有する初期療育機関を公立の児童発達支援事業所「すくすく親子教室」が担い、乳幼児健康診査等とも連携して、対象児童及びその家族への支援を行うとともに、児童発達支援センターや地域の事業所等と連携しながら、多様な療育ニーズに対応できる早期療育体制の充実を図ります。</p> <p>また、こどもの成長や現在の様子を記録できる「いばらきっ子ファイル」を活用し、就学時や卒業時などのライフステージの変化により支援が途切れることのないよう、切れ目のない一貫した支援体制の整備を図ります。</p>	<p>乳幼児全戸訪問事業、利用者支援事業（基本型・母子保健型）等を通じて、保健師・保育士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から支援を行うとともに、療育を必要とする乳幼児については、適切な支援につながるようアドバイスを行います。</p> <p>発達支援の入口としての相談機能を有する初期療育機関を公立の児童発達支援事業所「すくすく親子教室」が担い、乳幼児健康診査等とも連携して、対象児童及びその家族への支援を行うとともに、児童発達支援センターや地域の事業所等と連携しながら、多様な療育ニーズに対応できる早期療育体制の充実を図ります。</p> <p>また、こどもの成長や現在の様子を記録できる「いばらきっ子ファイル」を活用し、就学時や卒業時などのライフステージの変化により支援が途切れることのないよう、切れ目のない一貫した支援体制の整備を図ります。</p> <p><u>障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ移行できるよう、移行調整の責任主体である大阪府と連携し、必要に応じて対応を進めます。</u></p>
7	54	④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実	その他（追記）	<p>関係機関が連携を図る協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターの調整のもと、保健、医療、福祉、保育等の多職種の協働による、包括的な支援体制の構築に努めます。また、令和5年度（2023年度）に開設した大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図ります。</p>	<p>関係機関が連携を図る協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターの調整のもと、保健、医療、福祉、保育等の多職種の協働による、包括的な支援体制の構築に努めます。また、令和5年度（2023年度）に開設した大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図ります。</p> <p><u>また、特別支援学校等地域の関係機関との連携を通して、強度行動障害や高次脳機能障害のある児童の支援ニーズや課題を把握し、支援体制の整備につなげます。</u></p>

No	頁	項目	修正理由	修正前	修正後
8	62	② ICT活用の促進とデジタルデバイド解消	前回意見の反映	<p>本計画の方向性は、「茨木市DX推進に関する宣言」の趣旨を踏まえるとともに、本計画に係る取組を「次なる茨木のためのICTビジョン」へ反映します。</p> <p>行政手続のオンライン化については、障害当事者は、心身の状況により市役所への来庁が困難であると考えられます。また、障害者の家族も、介護の状況などから来庁が難しくなることがあります。そのため、行政手続をオンライン化することにより、「行かなくてもいい市役所」の一層の推進を図ります。</p> <p>「くらしのデジタル化」については、市ホームページ等への誘導やコンテンツの充実により行政情報へのアクセシビリティの向上を図るとともに、アプリケーション「いばライフ」やSNS等を活用した障害者のくらしに係る情報の発信等を通じ、障害者によるICT活用の促進に努めます。</p> <p>これらの取組により、障害者にとってICTの必要性や利便性を障害者が身近に感じられる環境づくりに努め、ICTの活用を促進するとともに、ICTを活用していない、または、活用が困難な障害者への配慮を行い、情報格差（デジタルデバイド）の解消に努めます。</p>	<p>本計画の方向性は、「茨木市DX推進に関する宣言」の趣旨を踏まえるとともに、本計画に係る取組を「次なる茨木のためのICTビジョン」へ反映します。</p> <p>行政手続のオンライン化については、障害当事者は、心身の状況により市役所への来庁が困難であると考えられます。また、障害者の家族も、介護の状況などから来庁が難しくなることがあります。そのため、行政手続をオンライン化することにより、「行かなくてもいい市役所」の一層の推進を図ります。</p> <p>「くらしのデジタル化」については、<u>障害者が講習、相談等によりスマートフォンなどのICTの活用について学べる機会と出会えるよう努め、</u>市ホームページ等への誘導やコンテンツの充実により行政情報へのアクセシビリティの向上を図るとともに、アプリケーション「いばライフ」やSNS等を活用した障害者の暮らしに係る情報の発信等を通じ、障害者によるICT活用の促進に努めます。</p> <p>これらの取組により、障害者にとってICTの必要性や利便性を障害者が身近に感じられる環境づくりに努め、ICTの活用を促進<u>します。</u> <u>また、</u>ICTを活用していない、または、活用が困難な障害者への配慮を行う<u>とともに、</u>情報格差（デジタルデバイド）の解消に努めます。</p>
9	63	④障害福祉サービス等の利用者の選択に資する情報提供	前回意見の反映	<p>障害福祉サービス等の支給決定を受けた障害者が、自らの意思決定によってニーズに沿った事業所を選択するためには、当該障害者や当該障害者を支援する計画相談支援事業者等が、各事業所の情報を得られる環境が必要です。</p> <p>障害福祉サービス事業所等に対し、事業所の選択に資する適切で正確な情報を発信するよう促します。</p>	<p>障害福祉サービス等の支給決定を受けた障害者が、自らの意思決定によってニーズに沿った事業所を選択するためには、当該障害者や当該障害者を支援する計画相談支援事業者等が、各事業所の情報を得られる環境が必要です。</p> <p>障害福祉サービス事業所等に対し、事業所の選択に資する適切で正確な情報を発信するよう促します。</p> <p><u>また、計画相談支援、障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、地区保健福祉センターなど各種相談支援機関の機能について、障害者へわかりやすく情報提供し、円滑に希望や状況に応じた相談支援を受けられるよう取り組みます。</u></p>
10	66	②サービス提供従業者の確保・事務効率化	大阪府の助言	<p>持続可能なサービス提供体制の確保のため、障害福祉サービス事業所に対しては、国が利用者や家族等からのハラスメントへの対応として作成した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」等の普及・啓発に努め、事業所において研修が適切に行われるように働きかけるなど、人材の離職防止に向けた取組の促進に努めます。また、ICTの活用などによる事務効率化の好事例の共有を行うなど、人的資源の障害福祉分野への確保、定着に向け、事業所間での連携、相互協力が行われるよう支援に努めます。</p>	<p>持続可能なサービス提供体制の確保のため、障害福祉サービス事業所に対しては、国が利用者や家族等からのハラスメントへの対応として作成した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」等の普及・啓発に努め、事業所において研修が適切に行われ、<u>障害福祉の仕事の魅力が発信される</u>ように働きかけるなど、人材の<u>確保・離職防止</u>に向けた取組の促進に努めます。また、ICTの活用などによる事務効率化の好事例の共有を行うなど、人的資源の障害福祉分野への確保、定着に向け、事業所間<u>や多職種間</u>での連携、相互協力が行われるよう支援に努めます。</p>
11	73	〔6〕計画相談支援体制の充実	大阪府の助言	〔3〕地域生活支援の充実 ③計画相談支援体制の充実	〔6〕計画相談支援体制の充実（掲載箇所を移動）
12	77	〔2〕自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策 【見込み量確保のための方策】	大阪府の助言	○計画相談支援については、現状の活動指標における見込量では令和8年度（2026年度）末までに、計画相談支援の導入率50%とする成果目標は達成できないため、引き続き導入率向上の方法を検討していく必要があります。	○計画相談支援については、現状の活動指標における見込量では令和8年度（2026年度）末までに、計画相談支援の導入率50%とする成果目標は達成できないため、引き続き導入率向上の方法を検討していく必要があります。 <u>また、個別支援の質の向上や、地域での人材育成の必要性から、主任相談支援専門員の確保を促進します。</u>

No	頁	項目	修正理由	修正前	修正後
13	96	(1) 障害児通所支援 【見込み量確保のための方策】	その他 (追記)	<p>障害児通所支援の提供体制が充実するように、障害児の多様なニーズに対応できる、総合的な支援を提供する事業者の参入促進を図ります。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児や行動障害の著しい児童を支援する事業所など特別なニーズに対応する事業所の参入を促進し、市内事業所の一層の充実に努めます。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援については、市内にはまだこのサービスを実施できる事業所が少ないことから、提供体制の確保に努める必要があります。</p>	<p>障害児通所支援の提供体制が充実するように、障害児の多様なニーズに対応できる、総合的な支援を提供する事業者の参入促進を図ります。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児や行動障害の著しい児童を支援する事業所など特別なニーズに対応する事業所の参入を促進<u>するため、関係機関との連携を通して、課題の把握等に努めながら、</u>市内事業所の一層の充実<u>を図ります。</u></p> <p>居宅訪問型児童発達支援については、市内にはまだこのサービスを実施できる事業所が少ないことから、提供体制の確保に努める必要があります。</p>
14	97	(2) 障害児相談支援 【障害児相談支援の充実】	前回意見の 反映	<p>障害児相談支援については、令和4年度(2022年度)末のセルフプラン率は84.4%と北摂地域(7市)・府下共に3番目に高く、障害児相談支援を十分に提供できていない状況です。</p> <p>これは、相談支援専門員の不足と障害児通所支援の利用者の増加が要因と考えられます。『障害児通所支援に関する検討会報告書』(令和5年(2023年)3月28日 厚生労働省発出)では、特に「複数の事業所を併用する場合」や「医療的ケア児などのケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合」等には、相談支援事業所による支援を進める必要性が示されています。</p> <p>令和4年度(2022年度)末の障害児通所支援と障害福祉サービスを併用している340人に対して、障害児相談支援を提供できるよう、相談支援専門員常勤換算数について、令和8年(2026年)末までに31人とすることを目標として設定します。</p>	<p>障害児相談支援については、令和4年度(2022年度)末のセルフプラン率は84.4%と北摂地域(7市)・<u>大阪府</u>下共に3番目に高く、障害児相談支援を十分に提供できていない状況です。</p> <p>これは、相談支援専門員の不足と障害児通所支援の利用者の増加が要因と考えられます。『障害児通所支援に関する検討会報告書』(令和5年(2023年)3月28日 厚生労働省発出)では、特に「複数の事業所を併用する場合」や「医療的ケア児などのケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合」等には、相談支援事業所による支援を進める必要性が示されています。</p> <p>令和4年度(2022年度)末の障害児通所支援と障害福祉サービスを併用している340人に対して、障害児相談支援を提供できるよう、相談支援専門員常勤換算数について、令和8年度(2026年<u>度</u>)末までに31人とすることを目標として設定します。</p> <p><u>また、保護者等に障害児相談支援について説明する機会を設ける等、制度の周知に努めます。</u></p>